

議案第 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）7月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、次のとおり交通事故による損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和6年（2024年）6月20日午前9時5分頃、宝塚市すみれガ丘2丁目3番地内に所在するマンションの敷地内において、環境部クリーンセンター業務課の職員が、業務のため、市車両を転回させたところ、後方への注意が不十分であったため、停車中の相手方が使用する小型貨物自動車に市車両右後方部が接触した。この事故により、当該小型貨物自動車に乗車していた相手方が負傷した。

この事故は、市の職員の過失によるものと認められるので、その損害を賠償する。

2 賠償の金額

金 1, 6 1 0, 5 3 2 円

3 賠償の相手方

██████████

議案第 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1) 損害賠償の対象

治療費	788,710円
-----	----------

医療機関等への交通費	21,822円
------------	---------

通院慰謝料	800,000円
-------	----------

合計	1,610,532円
----	------------

(2) 過失による市の負担割合 100%

(3) 市の相手方に対する賠償金額 1,610,532円

事 故 概 要 等 報 告 書

1 事故概要

(1) 発生日時

令和6年 6月20日 午前9時5分頃

(2) 発生場所

宝塚市すみれが丘2丁目3-1 ラ・ビスタ宝塚ラ・メゾン敷地内

(3) 事故相手方

男性（当時32歳、市外在住）

(4) 発生状況

上記マンション内ごみ庫の燃やすごみを収集し、敷地内で転回し出ていこうとしたところ、外輪差を見誤り、敷地内に停車していた小型貨物自動車の左後部ブレーキランプ辺りと、ごみ収集車の右後方部分が接触。

この接触による衝撃で、当該小型貨物自動車内の荷室で作業をしていた相手方は、頭部を打つ等受傷した。

2 対応経過

R6.6.20 事故発生、警察に届け出

R6.6.24 相手方が病院での治療を開始

R6.7.12 相手方が事故の対応を弁護士に委任

R6.10.7 物件損害の賠償について議決

R6.12.20 市有物件共済と相手方弁護士の間で、人身損害についての具体的な示談交渉を開始

R7.6.6 人身損害の金額が確定（賠償額 1,610,532 円と同額）

3 賠償額の内訳

治療費 788,710 円

通院等交通費 21,822 円

通院慰謝料 800,000 円

合計 1,610,532 円

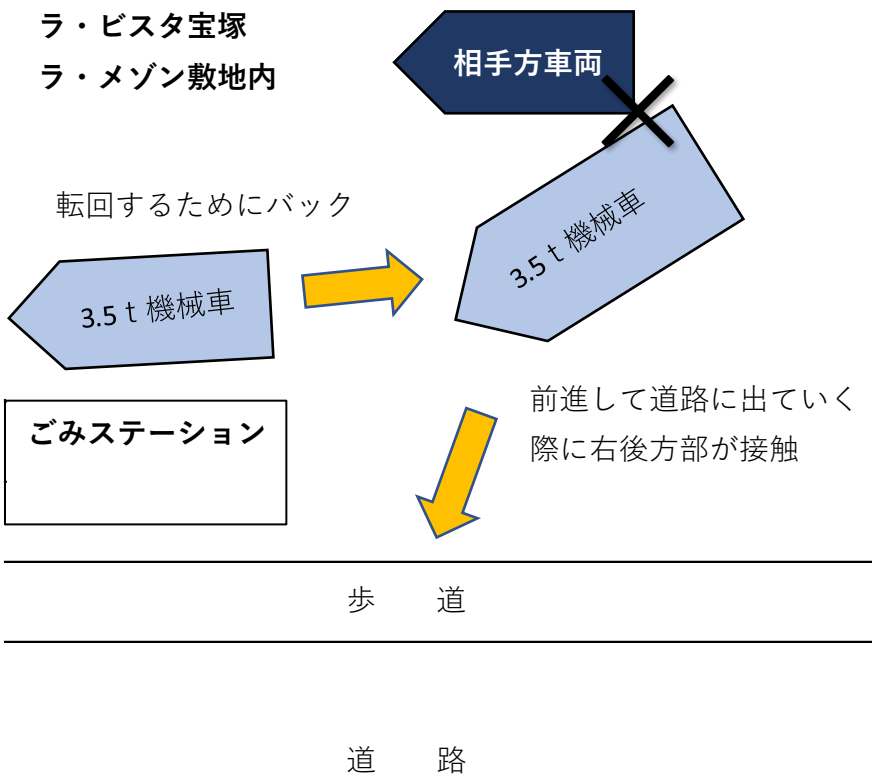
4 再発防止策

市車両を運転していた運転手に対し、指導のうえ、安全運転講習会を受講させた。

ごみ収集作業は車両1台当たり職員3人体制で行っており、転回する際は1名が降りて誘導することを改めて徹底した。

また、運転技術の維持・向上のための取組として、市のごみ収集車を民間自動車教習所に持ち込んで行う実地講習を引き続き実施する。

(事故状況図)



相手方小型貨物自動車 左後方①



相手方小型貨物自動車 左後方②



相手方小型貨物自動車 左後方③



相手方小型貨物自動車 左後方④



市車両 右後方①



市車両 右後方②



市車両 全体

